

令和元年

第1回臨時輪之内町議会会議録

令和元年5月29日 開会
令和元年5月29日 閉会

輪之内町議会

第1回臨時輪之内町議会会議録目次

5月29日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
仮議席の指定	3
議長の選挙	3
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
副議長の選挙	6
常任委員会委員の選任及び議会運営委員会委員の選任	8
安八郡広域連合議会議員の選挙	9
議案上程	9
町長提案説明	9
議第19号（提案説明・質疑・採決）	10
議第20号（提案説明・質疑・討論・採決）	11
議第21号（提案説明・質疑・討論・採決）	19
議第22号（提案説明・質疑・討論・採決）	21
閉会	24
会議録署名議員	25

令和元年5月29日開会 第1回臨時輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和元年5月29日

○議事日程（第1号）

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙について

（追加日程）

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 副議長選挙について

日程第5 常任委員会委員の選任について

日程第6 議会運営委員会委員の選任について

日程第7 安八郡広域連合議会議員の選挙について

日程第8 議案上程

日程第9 町長提案説明

日程第10 議第19号 輪之内町監査委員の選任について

日程第11 議第20号 専決処分の承認について

輪之内町税条例等の一部を改正する条例について

日程第12 議第21号 専決処分の承認について

輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第13 議第22号 福東小学校大規模改修工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2の各事件

追加日程第1から追加日程第13までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 経営戦略課長	荒川浩	会計管理者兼 総務課長兼 危機管理課長	田中久晴
教育課長	中島良重	住民課長	野村みどり
税務課長兼 会計室長	伊藤早苗	土地改良課長	田内満昭
福祉課長	菱田靖雄	建設課長	大橋勝弘
産業課長	松井和明		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時30分 開会)

○議会事務局長（中島広美君）

皆様、おはようございます。

事務局長の中島でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の高橋愛子議員を御紹介します。議長席にお着きください。

(年長議員 高橋愛子君議長席に着席)

○臨時議長（高橋愛子君）

ただいま紹介されました高橋愛子でございます。地方自治法の規定によって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は9名です。全員出席でありますので、令和元年第1回臨時輪之内町議会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○臨時議長（高橋愛子君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

○臨時議長（高橋愛子君）

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

(挙手する者あり)

○臨時議長（高橋愛子君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

指名推選でお願いしたいと思います。

小寺強君を推薦したいと思います。

(挙手する者あり)

○臨時議長（高橋愛子君）

5番 浅野進さん。

○5番（浅野 進君）

私からお願いをいたします。

公明正大な方法をとっていただくためには、選挙をお願いしたいと思います。お願いします。

○臨時議長（高橋愛子君）

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（高橋愛子君）

ただいまの出席議員数は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に大橋慶裕君、林日出雄君及び土井田崇夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名でお願いします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（高橋愛子君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（高橋愛子君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（高橋愛子君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

（投票）

○臨時議長（高橋愛子君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（高橋愛子君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

大橋慶裕君、林日出雄君及び土井田崇夫君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○臨時議長（高橋愛子君）

選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、浅野進君1票、上野賢二君1票、小寺強君7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.25票です。

したがって、小寺強君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（高橋愛子君）

ただいま議長に当選されました小寺強君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

小寺強君、あなたは議長に当選されました。議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

○8番（小寺 強君）

ただいまは議長という功績を賜り、心から感謝を申し上げます。非常に責任を感じておりますが、輪之内町民の幸せのために、皆様方の御指導を賜りながら、一生懸命議会運営に努めさせていただきます。今後とも御指導をよろしくお願いします。（拍手）

○臨時議長（高橋愛子君）

小寺強議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全て終了しました。御協力ありがとうございました。

(議長 小寺強君議長席に着席)

○議長（小寺 強君）

暫時休憩します。

(午前9時44分 休憩)

(午前9時44分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小寺 強君）

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいまの着席のとおり指定をいたします。

○議長（小寺 強君）

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番 大橋慶裕君、5番 浅野進君を指名します。

○議長（小寺 強君）

追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

○議長（小寺 強君）

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれかの方法にいたしましょうか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

はい。

○5番（浅野 進君）

選挙でお願いします。

○議長（小寺 強君）

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（小寺 強君）

ただいまの出席議員数は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に浅野重行君、浅野進君及び上野賢二君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（小寺 強君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（小寺 強君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番から順番に投票願います。

（投票）

○議長（小寺 強君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

浅野重行君、浅野進君及び上野賢二君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（小寺 強君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、上野賢二君 8 票、浅野進君 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2.25 票です。

したがって、上野賢二君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（小寺 強君）

ただいま副議長に当選されました上野賢二君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

上野賢二君、あなたは副議長に当選されました。副議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

○6 番（上野賢二君）

ただいまは、皆様方に副議長という大役を仰せつかりました。まことにありがとうございました。

議長とともに、信頼ある議会、良識ある議会を目指して頑張ってまいります。よろしく御協力のほどお願いいたします。きょうはありがとうございました。（拍手）

○議長（小寺 強君）

暫時休憩します。

（午前9時52分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小寺 強君）

追加日程第5、常任委員会委員の選任及び追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、議長が指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

総務産業建設常任委員会委員には、大橋慶裕君、林日出雄君、土井田崇夫君、浅野重行君、浅野進君、上野賢二君、高橋愛子君、小寺強、田中政治君を指名します。

文教厚生常任委員会委員については、大橋慶裕君、林日出雄君、土井田崇夫君、浅野重行君、浅野進君、上野賢二君、高橋愛子君、小寺強、田中政治君を指名します。

議会運営委員会委員には、田中政治君、高橋愛子君、上野賢二君、浅野重行君を指名します。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の任期については、委員会条例第3条第1項の規定によって、おおむね1年と定めることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員及び議会運営委員の任期は、おおむね1年とすることに決定しました。

これから常任委員会及び議会運営委員会において委員長及び副委員長を互選願います。
暫時休憩します。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時38分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告します。

総務産業建設常任委員会は、委員長 田中政治君、副委員長 林日出雄君です。

文教厚生常任委員会は、委員長 高橋愛子君、副委員長 土井田崇夫君です。

議会運営委員会は、委員長 田中政治君、副委員長 高橋愛子君です。

○議長（小寺 強君）

追加日程第7、安八郡広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

委員の推薦及び選挙の方法については、議長の指名にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

安八郡広域連合議会議員には、上野賢二君、高橋愛子君、小寺強を指名します。

○議長（小寺 強君）

追加日程第8、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

追加日程第9、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

吹く風も、はや夏めいてというか、もう暑くなってきましたが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

先般執行されました輪之内町議会議員選挙におきまして、それぞれ御当選を勝ち取ら

れましたことに心からお祝いを申し上げたいと思います。

本日ここに、初の議会を開催することになりましたことは、まことに御同慶にたえないところでございます。

私も先般の輪之内町長選挙におきまして、今後4年間、輪之内町政の運営に執行者として当ることになりました。どうか議員各位におかれましては、今後の輪之内町政の運営におきまして、御支援、御鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

さて、先ほどは議長選出を初め、議会の構成も確立されたところでございます。

今後、議会と執行部との連携を密にしながら、住民本位の行政運営を進めてまいりたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、本日提出させていただきます議案の内容につきまして御説明を申し上げます。

提出議案は、人事案件1件、専決処分関係2件、契約案件1件の計4件でございます。

議第19号の輪之内町監査委員の選任については、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員のうちから選出する監査委員を選任すべく、議会の同意を求めるものであります。

続いて、議第20号の専決処分の承認についてであります。地方税法等が改正されたことに伴い、輪之内町税条例等の一部を改正する条例を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

続いて、議第21号の専決処分の承認につきましては、国民健康保険税における課税限度額の引き上げや減額措置に係る軽減判定所得の見直しにより、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

最後に、議第22号の福東小学校大規模改修工事請負契約の締結につきましては、過日執行いたしました一般競争入札において落札者が決定し、5月20日に仮契約を締結したところであります。輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

追加日程第10、議第19号 輪之内町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、高橋愛子君の退場を求めます。

（7番 高橋愛子君退場）

○議長（小寺 強君）

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、議第19号について説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議第19号 輪之内町監査委員の選任について。地方自治法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員に選任したいので、議会の同意を求めます。令和元年5月29日提出、輪之内町長でございます。

先ほど町長の提案説明にもありましたとおり、議会議員のうちから選任する監査委員につきましては、議員の任期が令和元年5月21日に満了していることにより、現在、欠員が生じている状態でございます。したがって、議員のうちから監査委員を選任すべく、地方自治法の規定により議会の同意を求めます。

今回選任することの同意を求めます議員様は、住所、輪之内町里998番地の1、氏名、高橋愛子様、生年月日は昭和16年8月25日。任期につきましては、本日、令和元年5月29日より議員の任期によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第19号を採決します。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第19号 輪之内町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

高橋愛子君の入場をお願いします。

（7番 高橋愛子君入場）

○議長（小寺 強君）

追加日程第11、議第20号 専決処分承認について、輪之内町税条例等の一部を改正

する条例についてを議題とします。

税務課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

それでは、説明させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。

議第20号 専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、平成31年3月29日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。令和元年5月29日提出、輪之内町長。

次の3ページが専決処分書でございます。

それでは、本議案を説明させていただきます。

今回の輪之内町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法が改正されたことにより輪之内町税条例等の一部を改正いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の主なものにつきましては、個人の町民税では、ひとり親に対する非課税措置の拡大、寄附金税額控除の見直しとしてふるさと納税の適用基準の改正、消費税の引き上げに伴う需要変動の平準化対策として、住宅ローン控除の控除期間延長、固定資産税では、災害に係る税制上の措置、軽自動車税では、環境性能割に係る臨時的軽減措置、種別割のグリーン化特例の延長及び段階的な見直し、そのほか地方税法の改正による条項のずれ、字句等の改正、当施行日を基本として、第1条による改正から第5条による改正まで条立てにて改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で主な改正部分につきまして御説明させていただきます。

お手元の新旧対照表の1ページをお開きください。

初めに、第1条による改正でございます。

上の第26条の8、寄附金税額控除についてでございます。

県や市町に対する寄附金、いわゆるふるさと納税については10年間経過したところですが、新聞、テレビの報道等により、御承知のとおりいろいろございまして、本来の趣旨に沿った制度の見直しが検討されました。今回の改正で一定の基準を設け、その基準に適合する地方公共団体に対して、総務大臣が指定するものに限って特例控除対象寄附金とすることとしております。寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体、また返礼品の返礼割合を3割以下とし、地場産品とするなどの規定を新たに設けられましたので、それに伴う今回の改正となっております。

この改正に関連いたしておりますのが、この条の下第2項と、飛びますが、次の3ページのほうですね、附則の第6条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例、それからその下の第8条、そして5ページですが、第8条の2、こちらまでは項ずれ及

び文言の改正をするものでございます。

次に、1ページに戻っていただきますが、下のほうです。

第6条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除。こちらは法改正に伴い、第1項では住宅借入金特別控除に係る特定取得をした場合に、現行の住宅ローン減税について控除期間を延長するものでございます。本年10月に消費税率10%への引き上げが予定されており、住宅取得の駆け込みや反動減対策として、引き上げ後の本年10月1日から来年12月31日までの間に住宅ローンを利用し住宅を購入した場合に適用されるものでございます。

また、次の2ページの現行の第2項の第1号と第2号につきましては、この控除に係る申告要件について、規定の要件を不要とするもので、削除しております。

次に、ページ飛びまして、5ページの下のほうをお願いいたします。

第9条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてでございます。

こちらはわがまち特例で、課税標準の軽減割合を定める規定でございます。固定資産税に係る課税標準について、町の現場において一定の幅を持って定めることができるという特例でございます。国の参酌基準による場合も課税標準の特例割合を町の条例で定める必要があり、それぞれ規定しておるものでございます。

現行の第1項につきましては、公害防止用設備のうち、汚水処理施設に係る特例措置について、参酌基準に合わせて2分の1とするものでございます。現在、該当はございません。

そして、第4条から、次のページにずうっと行っていただきまして、第16項につきましては、それぞれ上位法の改正により、1項ずつ繰り下げる改正となっております。

続いて7ページをお願いします。

第9条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について。

こちらは、昨年の西日本大豪雨では堤防が決壊し、死者、行方不明者等甚大な被害が発生しました。また9月には台風21号など被害が多く、災害に見舞われました。この相次ぐ豪雨被害等を防ぐことを目的として高規格堤防の整備事業を行った場合、その整備に伴う建てかえ家屋に係る固定資産税額の軽減措置が創設されましたので、第6項にてこの申請に必要な規定の整備を追加するものでございます。

その下の第7項からずっとめくっていただきまして、10ページの第13項までにつきましては、先ほど第6項が新設されたことにより項ずれ等及び政令改正による改正でございます。

続いて、その10ページの9条の4、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について。

こちらも法規定の新設に伴うものでございます。この固定資産税の減額の特例の適用

を受ける場合の申告について、必要な規定を第1項から12ページの第4項にて新規で定めております。

続いて、この12ページから軽自動車税の関係になります。

本年10月に導入予定の消費税率の改正に伴い、軽自動車税に新たに環境性能割が創設され、現行の軽自動車税は種別割へと名称が変わります。よって、軽自動車税は、最初取得したときに係る環境性能割と、今までと同じく毎年課税の種別割の2つで構成されることとなります。

その軽自動車税の種別割の部分では、現在適用されておりますグリーン化特例、経過の部分の大きな見直しがされました。また、環境性能割につきましても、法改正にあわせ税率の見直し等が改正されましたので、この条立て第1条による改正と、後ほど出てまいります条立て2条による改正、3条、4条の部分で、実質4段階にそれぞれ改正をしております。

初めに、附則の第15条、軽自動車税の税率の特例についてでございます。

第1項は、重課の規定で、初めて車両指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分ということで、重課の規定があります。この重課の規定を、ここでは平成31年度に限ったものとして整備をしております。

次の13ページの右側ですが、現行の第2項から、次のページの第4項までの項につきましては、グリーン化特例、いわゆる軽課についての規定でございますが、こちらは29年度分に限った規定になっておりますものを削除しておるものでございます。こちらの第15条は、後で出てまいります条立て第2条による改正以降で、新たに重課の整備とグリーン化特例、軽課を2年延長する規定を整備しておりますので、後で御説明させていただきます。

そして、14ページの下の方ですが、現行の5項から、16ページの第7項までを順次繰り上げております。項ずれと文言の改正でございます。

続いて19ページをお願いいたします。

第2条による改正でございます。

第28の2、町民税の申告について。こちらは、第7項で町民税の住宅ローン控除に係る記載事項を簡素化する規定を追加いたしまして、第7項以降を繰り下げ、第8項から第10項としております。

次に、第28条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、こちらと、次の20ページの第28条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書、こちらの2つにつきましては、法改正により、個人住民税の非課税措置として子供の貧困に対応するため、事実婚状態でないひとり親に対して、寡婦控除と同等の措置を講ずることとされました。この改正により、町民税に係る給与所得者及び年金受給者が提出する扶養親族申告書について、単身児童扶養者の記載事項の追加を行うもの

でございます。

続いて、22ページをお願いいたします。

第14の2、軽自動車税の環境性能割の非課税。こちらは、先ほどの条立ての第1条による改正に続く改正でございます。本年10月1日から1年の間を特定期間として、この特定期間に軽自動車を取得し、かつ環境基準に適合した場合には税率が1%であった環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定を設けております。

その次の第14条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、こちらも先ほどの14条の2を新設いたしましたことによる条ずれ、そして第2項から、次の23ページの第4項において、環境性能割の賦課徴収に係る特例を新設するものでございます。環境性能割は当分の間、県知事が国土交通大臣の認定等に基づく車両において賦課徴収を行うこととするなどの規定を追加しております。

次に、24ページでございます。

第14の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例。こちらも第3項で環境性能割の税率を臨時的軽減措置として環境基準に適合し、かつ特定期間に取得した場合には、規定の税率を2%から1%に軽減する規定を新設するものでございます。

続いて、その下の第15条、軽自動車税の種別割の税率の特例。こちらは条立て第1条による改正部分の第15条の改正内容を10月1日から種別割に引き継ぐ改正でございます。

第1項では、重課に係る規定の整備、第2項から4項までは、現行のグリーン化特例の制度、軽課の部分でございますが、平成32年度分、33年度分の2年間を延長する規定を設けるものでございます。

続いて26ページの下の方になりますが、第15条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についてでございます。

種別割の賦課徴収を行う軽自動車についての判断は、国土交通大臣の認定等に基づき賦課徴収する等、環境性能割と合わせた規定を第1項から4項にて追加しております。

次に、28ページをお願いいたします。

第3条による改正でございます。

第17条、個人の町民税の非課税の範囲についてでございます。

この改正は、事実婚でないひとり親を単身児童扶養者と規定し、寡婦控除と同様の非課税措置を講ずるものでございます。

その下の附則第15条、軽自動車税の種別割の税率の特例。こちらは、種別割の段階的な見直しのうち、グリーン化特例、軽課についての規定を前の改正で2年間延長しておりますが、その2年間延長後の平成34年度、平成35年度分の車両対象を電気自動車等のみに限定する規定でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

第4条による改正でございます。

軽自動車税の改正で、条立て第1条から続くグリーン化特例の段階的見直し、平成28年改正条例の未施行分の基準の整備、改正分の改正でございます。

次に、33ページをお願いします。

第5条による改正では、平成30年改正条例の未施行分の規定の整備でございます。

今回の改正に伴う項ずれ等の改正と、ずうっとめくっていただいて、35ページの下の方からになりますが、第13項から第17項につきましては、前回の改正で資本金1億円以上の大法人に対する法人町民税の電子申告の義務化を創設しておりますが、インターネット障害や災害等により電子申告が困難な場合には、書面による申告を認めるなどの措置を講ずる規定を追加し、平成30年改正条例の未施行部分の所要の整備をするものでございます。

38ページの附則につきましては、条立て第1条の改正に伴う項ずれ等でございます。

続いて、議案書の14ページのほうに戻っていただいて、下のほうですが、附則の施行期日について御説明させていただきます。

第1条、この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし書きにつきましては、次の各号に掲げる規定は、各号に定める日から施行すると定めております。

次のページの第2条から17ページの第6条につきましては、その各税目に関する経過措置についての取り決めが記載してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

税務課長にお尋ねをいたします。

すごくわかりやすいように新旧対照表が示されました。特に、この新旧対照表の文字の下には下線がありますけれども、これは改正されるどころだというふうに私は思いました。

そこで、見てほしいんですが、30ページと31ページを見てください。

この中でウのところがあります。ウ、4輪以上のものは、乗用のもの、これこれの金額、貨物用のもの、これこれの金額と書いてあります。線が引いてありますから、これは金額も改定されるんだろうと思って私は見ておったんですけども、どうもそうでもなさそうなんです。現行と改正が何も変わっていないんですけども、これはどういうことなんでしょうか。

それからもう一点、この議案書の中でも同じように私は思いました。ウ、4輪以上のもの、これは12ページと13ページに書いてあります。4輪以上のもの、乗用者、貨物のもの、こういうものを改定するというので、ウのところ4輪以上のもの、これは全く改正する意味合いがないように思います。なぜならば、何も中身が変わっていないからなんですけれども、これはどうして改正するのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小寺 強君）

税務課長 伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

ただいま、浅野議員様の御質問でございます新旧対照表の30ページ、31ページの現行部分と改正部分につきましては、何も変わっていないのではないかと御質問でございます。

こちらのほうは、技術的な改正でございます。よくごらんになっていただきますとわかると思うんですけれども、下のウのところの（a）乗用のもの下の部分でございます、こちらが1文字繰り下がって書いてございます。この部分について技術的な改正ということで、1文字だけの繰り下げというか、部分でずれておるとこの手法を国のほうが改正しましたので、それに基づきまして改正するものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

この専決は大変膨大な量で、ちょっとわかりにくいような、わかりやすいような、はっきり言えばわかりにくいんですが、その中で、ちょっと関心があったのでお尋ねしたいんですが、固定資産税の軽減の関係で、高規格な堤防とか、要するにスーパー堤防ですね、そういったものが輪之内にはないと思うんですが、それをどういう形の中で改正されて、ここの地域でそういうことが関係があるのかどうか。

何でかという、輪之内町が周りを堤防に囲まれた地域でございますので、だから住民もこういうことについては非常に防災の関係からも関心があると思うんですが、どういった場合に、輪之内に全く関係のない改正の条文なのか、多少は将来的に関係してくるのか、防災拠点とかいろんなもので整備されておるんですが、そういった場合において、住宅がもしかしたら邪魔になるという言い方はあれですが、そういう場合、立ち退いたとか、いろんな条件があったときにはこういうのが適用されてくるのかということをお尋ねしたいと思っております。

○議長（小寺 強君）

税務課長 伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

先ほどの田中議員様からの御質問ですが、固定資産税の部分でわがまち特例の部分、高規格堤防の整備に係る固定資産税の軽減の措置についての御質問と思います。

今回のこの改正につきましては、災害はいつ起こるかわかりませんが、国が決めました高規格堤防、今おっしゃられたように、そのスーパー堤防がその事業をされたときに、その場所に立っていた家屋を、その事業をするがために一旦、仮のところに移転し、その事業後にまた、その一定の家屋、もとに戻りまして、一定の家屋を新築した場合には、その当該家屋の固定資産税の税額を最初の5年分、それぞれその居住部分については3分の2軽減するとか、非居住部分については3分の1軽減するとか、住宅以外の家屋については3分の1の軽減をするとかというふうな規定がございます。

それで、今現在、輪之内町では、そういう事業が行われるというのはなかなかないと思うんですけれども、やはり甚大な災害が起こった場合に、そのような措置がされる場合が、事業がされる場合があるかもしれませんので、統一的に改正をさせていただいております。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

輪之内には、揖斐川と長良川がありますけれども、これは国の、俗に言う1級河川ですわね。1級河川の堤防、いろんな舗装とかいろんな形の中で改修等があった場合に、そういう住宅とか、要するに施設が一時的に避難措置が要るという場合には、国はスーパー堤防、俗に言う、そういう指定がなければこういう措置ができないのか、あくまでも国の1級河川であればそういうのに該当してくるのか、それはあくまでも災害があったときの復旧の目的を持ってしてそれを充てていくのか、災害に遭わなかったら予防的な措置には対応されないのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

税務課長 伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

ただいまの高規格堤防の整備の御質問ですけれども、これは、国が高規格堤防整備事業の指定を受けたその区域内におけるものが該当となってきます。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第20号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第20号 専決処分の承認について、輪之内町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

追加日程第12、議第21号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

税務課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

それでは、御説明させていただきます。

議案書の18ページをお願いいたします。

議第21号 専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、平成31年3月29日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。令和元年5月29日提出、輪之内町長。

次の3ページが専決処分書でございます。

では、本議案を説明させていただきます。

今回の輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法が改正されたことにより、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

その内容につきましては、国民健康保険税の被保険者の負担に配慮し、軽減措置の対象拡大をするための改正でございます。

今回改正されますのは、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、及び5割軽減・2割軽減に係る判定所得の算定方法についての改正でございます。

それでは、新旧対照表で改正部分につきまして御説明させていただきます。

お手元の新旧対照表の40ページをお願いいたします。

第2条、課税額についての規定のうち、第2項の基礎課税額における限度額を現行の「58万円」から「61万円」に引き上げるものでございます。

第3項、第4項の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額につきましては、現行のとおり変更はございません。

続いて、第23条、国民健康保険税の減額についての規定でございます。

第1項につきましては、先ほどの改正と同じく、限度額の改正となっております。

次の第2号は、5割軽減の規定でございます。

次のページにまたがりますが、現行では33万円プラス27万5,000円掛ける被保険者数の額を超えない所得の世帯が該当をしています。この「27万5,000円」を「28万円」に変更するものであります。

次の第3号は、2割軽減についての規定で、現行では33万円プラス50万円掛ける被保険者数の額を超えない所得の世帯が該当しております。この「50万円」を「51万円」に変更するものでございます。

続いて、議案書に戻っていただいて、議案書の20ページをお願いいたします。

附則について御説明させていただきます。

第1、施行期日では、この条例は平成31年4月1日から施行するものとし、第2の適用区分につきましては、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によると定めております。

以上で御説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

1点お尋ねをいたします。

58万円から61万円という限度額なんですけれども、これは去年の場合ですと、大体これに該当する世帯というのは幾つぐらいあったんでしょうか。

○議長（小寺 強君）

税務課長 伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

この限度額に該当する世帯は何世帯かとの御質問だと思います。

30年度当初でございますが、限度額を超えている世帯は26世帯でございます。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第21号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第21号 専決処分承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

追加日程第13、議第22号 福東小学校大規模改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

教育課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

それでは、議第22号について御説明をさせていただきます。

議案書の21ページをお願いいたします。

議第22号 福東小学校大規模改修工事請負契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第2条の規定に基づき、一般競争入札に付した福東小学校大規模改修工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するため議決を求める。令和元年5月29日、輪之内町長でございます。

契約の内容であります。工事名は福東小学校大規模改修工事でございます。工事場所は福東小学校、輪之内町南波76番地。工期につきましては、着工は本契約締結の日、完成は令和2年3月23日。契約金額は2億9,480万円。契約の相手方は、岐阜県養老郡養老町大巻4590番地、株式会社大橋組、代表取締役 大橋信之でございます。

仁木小学校、大藪小学校の大規模改修工事に引き続き、福東小学校においても老朽化に伴う大規模改修工事を行うものであります。

5月13日に開札をし、5月20日に仮契約を締結してございます。このときの開札に当たっての参加は3者でございました。4月16日に工事の公告を行いまして、5月13日に開札、5月15日に業者選定委員会にて審査を行い、5月20日に仮契約、そして本日、審議をお願いしているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

大規模改修はこれで最後になってくるのかなと思うんですが、この福東小学校は何年にできて、それによって今後、この大規模改修による、老朽化に伴う改修ということでございますので、何年ぐらいの延命が図られるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

教育課長 中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

まず、福東小学校の建設年ですが、昭和58年3月に完成してございます。

それから、この大規模改修に伴って、今後何年かということですが、今後30年以上持つようということで改修工事を進めてまいります。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

入札の参加状況について、今お話がありました。3者が一般競争入札に参加されたということです。

それで、その3者はどういう会社が参加されたのか、あるいは、この入札に当たっての予定価格というのが幾らの価格だったのか、さらには、1回目の入札で落札業者が決まったのか、1回目でなければ2回目なのか、3回目なのか、その辺のことについて御説明していただきたいと思っておりますけれども、後刻、文書でもって私に届けていただければありがたいと思っております。どうでしょうか。

○議長（小寺 強君）

教育課長 中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

この場で報告をさせていただきます。

まず、業者は3者でございました。入札金額で発表いたしますと、株式会社大橋組が2億6,800万円、株式会社渡辺組が3億4,000万円、株式会社河村綜建が2億8,888万円でございました。

予定価格につきましては3億7,719万円でございます。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第22号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第22号 福東小学校大規模改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時議会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（小寺 強君）

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和元年第1回臨時輪之内町議会を閉会いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

（午前11時30分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年5月29日

輪之内町議会 臨時議長 高橋 愛子

議長 小寺 強

署名議員 大橋 慶裕

署名議員 浅野 進